

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年2月3日 19時20分ごろ
発生場所	長崎県 ^{いき} 壱岐市 ^{わか} 和歌漁港 壱岐大瀬灯台から真方位140°440m付近 (概位 北緯33°45.0' 東経129°38.9')
事故の概要	漁船第三十八 ^{しんこう} 神洗丸は、北北西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年4月13日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三十八神洗丸、9.7トン NS2-13831（漁船登録番号） 個人所有 第292-47168号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首部船底に破口、プロペラ翼に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、はえ縄漁の目的で、壱岐市壱岐島北西方沖の漁場へ向け、同市長島の係留地を出航し、船長が船体中央部の操縦区画右舷側の椅子に腰を掛けて手動操舵で操船に当たり、甲板員が同区画船首側の船室で休息し、ふだんと同様に針路を和歌漁港に向けて約12.0ノットの対地速力で北北西進していた。 船長は、周囲にある灯台の灯光等を見て船位を確認しながら、本船を北北西進させていたところ、漁師仲間から電話連絡を受け、本船と同じ漁場に向けて漁船が何隻か出航したとの情報を聞いた。 船長は、先に着いた者から良い場所で漁ができるので、漁場に早く着けるよう増速し、漁場への到着の順番、操業場所等について考えながら航行を続けていたところ、灯台2基による灯光の中間に向けて左転する変針予定場所を通過して北北西進を続け、本船が和歌漁港西部の浅所に乗り揚げた。 船長は、機関を後進としたが離礁できず、漁業協同組合の所属船舶に救助を依頼し、本船は、来援した同船にえい航されて郷ノ浦港に入港した。 本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.5mであった。
分析	本船は、北北西進中、他の漁船と競合する漁場に向かう際、船長が、漁場への到着の順番、操業場所等について考え事をしながら航行を続けたことから、変針予定場所を通過したことに気付かず、和歌漁

	港西部の浅所に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、考え事をしていて注意力が低下していたことから、変針予定場所を通過したことに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、北北西進中、他の漁船と競合する漁場に向かう際、船長が、漁場への到着の順番、操業場所等について考え事をしながら航行を続けたため、変針予定場所を通過したことに気付かず、和歌漁港西部の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、航行中、考え事などをせず、操船に集中するとともに、GPSプロッター等の航海計器を活用し、継続して船位の確認を行うこと。